

5章 消費生活を支えるルール ～売買契約～ (教科書pp. 236-239)

ワークの解答

Q 1. インターネットでタブレットを注文したとき、「契約」はどの時点で成り立つでしょうか？

答 ② お店から承諾のメールが届いたとき

Q 2. インターネットでタブレットを注文した翌日、近所の電器店でもっと気に入ったパソコンを見つけたとき、タブレットの注文を取り消すことができるでしょうか？

答 ④ 返せない

【指導上の留意点】

- ・ Q 1 と Q 2 は、小学校で習った『買い物の仕組み』の復習。買う人（消費者）が買う意思を示して（申込み）、売る人は売る意思を表して（承諾）、お互いの意思が合ったとき（合意）に「売買契約」が成立する。（副教材 5 章 p. 12 ハナミンのセリフ『契約についてまとめてみるね。』の部分で、契約の原則を確認のこと。）
- ・ インターネットショッピング（通信販売）における売主の「承諾」は、承諾の意思が買主に到達することによって効力を生じる。通常、ネットショップで注文すると、直ぐにお店から注文を承諾するメールが届くが、この通知が届くことによって売買契約が成立する。
- ・ 誰もが社会生活を送るうえで、いろいろな約束をしている。約束の中でも、法律で保護されているものを契約といい、契約が守られない場合は、裁判所を通して相手方へ義務を果たすように請求することができる。
- ・ 私たちの日常において消費生活が成り立っているのは、契約した内容を守らなければならないという社会のルール（法令）があるからである。ところで、社会のルールはどのように作られるのだろうか。一般に社会のルールはこういう社会にしたい、こういう社会にすべきであるという基本的な考え方をもとにして作られる。こういう社会にしたい、こういう社会にすべきであるという基本的な考え方（理念）の一つが「消費者の権利と責任」ともいえるのである。言い換えれば、「消費者の権利と責任」という基本的な考え方をふまえて、社会のルール（法令）が作られていくことになる。
- ・ 売買契約の成立によって、買う人はお金を払い、売る人は品物を渡す責任が生じる。契約した内容を守らなければならないのが社会のルールなので、原則として、買った後は、買った人の理由や都合だけで返品や交換をすることはできない。
- ・ 実際には、買った後でも商品を返品することができたり、別の商品に交換することができたりする店もあるが、これは、あくまで店側のサービスである。（インターネットショッピングの返品については、指導書 3 章 p. 17 「◆通信販売における返品ルール」を参照のこと。）

【教えるための基礎知識】

◆契約の成立 なぜ契約書を取り交わすのか

契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示（申込み）に対して相手方が承諾をしたときに成立する（民法第522条第1項）。

契約の成立には、法令に特別の定めがある場合（例：保証契約）を除き、書面の作成その他の方式

を具備することを要しない（民法第522条第2項）。

原則として書面を必要としないのは、そもそも契約とは当事者の自由意思の合致（合意）であり、日常生活のあらゆる場面に存在する契約行為に書面等の形式性が必要であると、社会生活が成り立たないからである。

契約書を取り交わす理由は、契約の成立を後日立証するためである。契約が守られなかったことで争いになると、裁判をする場合がある。裁判においては主張を裏付ける証拠が重要であり、契約をしたことを証明する契約書などの証拠がなければ、たとえ口約束で契約をしたことが真実であっても、契約があったとは判断されずに裁判に負けてしまうおそれがある。

一方、契約書に記載されている内容は、原則として、当事者双方の合意があったと認められてしまう。契約内容をよく読まなかったということは当事者の言い分とならないから、契約書に署名（サイン）したり、判を押す場合は、事前に内容をよく確認したりすることが必要である。

◆意思表示の効力発生時期

意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる（民法第97条第1項）。インターネットショッピングにおいては、買主（消費者）からの注文に対して、売主（事業者）が買主へ電子メール等を発信し、承諾の意思表示が買主へ到達することによって売買契約が成立する。

一般的に、事業者のサイトは、注文を受けると自動的に買主へ電子メールが発信される仕組みになっているため、注文から承諾までのタイムラグはほとんどないと思われる。なお、意思表示の到達は、消費者がメールを開封した時点ではなく、メールが消費者の受信ボックスに届いて開封可能な状態になったときである。

「相手方が正当な理由なく意思表示の通知が到達することを妨げたときは、その通知は、通常到達すべきであった時に到達したものとみなす（民法第97条第2項）。」買主が、注文後、キャンセルしようと思い、承諾を通知する売主からの電子メールを故意に受信拒否したとしても、本条文により、契約は成立する。

◆インターネットショッピングにおける消費者の操作ミスを防ぐ「注文内容確認画面」

例えば、インターネットで商品を1点だけ購入するつもりが、操作を間違えて11点の申込みをしてしまった場合、操作ミスであることを理由に事業者と契約の効力を争うことは大きな負担である。

電子消費者契約に関する民法の特例に関する法律（電子契約法）により、インターネットショッピング（通信販売）においては、商品を注文する場面において「注文内容確認画面」など商品名や個数、合計金額などが明記された申込内容を消費者が最終確認できる画面を用意するなどの措置を事業者がとっていなかった場合、消費者の操作ミスによる誤った申し込みは無効になる。

そこで、ほとんどの事業者のサイトには「注文内容確認画面」が表示されるので、押し間違いなどの誤りに気づくことができる。しかし、その画面においても誤りに気づかずに注文してしまった場合、後に契約を訂正することは難しいので、注文時の最終確認を怠らないことが必要である。

【インターネットショッピングにおける契約の流れ】

- ① 消費者が、注文画面において商品を注文（入力）する。 ➡ 申込み
- ② 注文内容確認画面が表示され、注文者が確認（入力）する。
- ③ 事業者より消費者へ、承諾のメールが届く。 ➡ 承諾＝契約成立

◆約束と契約の違い

「契約」とは、法律により強制的に内容を実現させることができる「約束」のことである。契約であれば、約束したことが守られない場合、契約当事者は相手方を裁判に訴えて契約内容を実現させるよう求めることができる。

法律に保護されていない「約束」は守らなくてもよいというものではない。いったん交わした約束はきちんと守るべきである。社会生活が成り立つよう、強制的に守らせるべき約束について明文化したもの（社会のルール）が法律であり、もめごとが起きないように、あるいは起きたときにスムーズに解決できるような仕組みになっている。

契約にあたるか否かの判断については、この「社会生活が成り立つよう、強制的に守らせるべき約束」であるか否かを基準にすると分かりやすい。

◆契約の効果 ～契約の拘束力～

当事者間の合意に基づいてなされた契約は、両当事者を拘束する。売買契約の場合、売り手（売主・事業者）は商品を引き渡す義務が、買い手（買主・消費者）は代金を払う義務が生じる。

契約成立後、Q2の選択肢①のように、買主が商品を返品してお金を返してもらったことができた、選択肢③のように他の商品に交換できるとしたらどうなるか。また反対に、売主が商品を売った後、「もっと高く買ってくれる人がいた。お金を返すから商品を返してほしい」と買主に言うことができるとしたらどうなるか。契約をいつでも自由にやめることができるとしたら、お互いに不安定な関係が続いてしまう。よって、いったん有効に「契約」が成立すると、お互いにその約束を守らなければならない、一方的な都合や理由で契約の解消はできない。

契約は守られなければならない。しかし、実生活では、何らかの理由で契約を守れない場合もある。その場合には、債務不履行としてペナルティ、すなわち賠償責任を不履行者に課している。

Q2の正解は④であるが、日常生活においては、売主（事業者）が返品を受け入れて代金を返金する場合もある。但し、返品が受けられることはあくまで売主のサービスであって、一方的な都合で返品することはできないことが原則であることを生徒に伝える必要がある。

選択肢②を選択した生徒は、クーリング・オフ期間と混同したことが考えられる。（「クーリング・オフ」については、指導書6章pp.42-45を参照）

ワークの解答例

Q3. 三者間契約の仕組みと、消費者・店（事業者）・クレジット会社それぞれの利点（メリット）をあげてみよう。

<消費者>	手元にお金（現金）がなくても購入することができる。
<店（事業者）>	（消費者が購入時にお金を持っていなくても購入してもらえるので）販売機会を増やすことができる。
<クレジット会社>	事業者から手数料を受け取ることができる。分割払いの場合は、消費者から分割手数料を受け取ることができる。

【指導上の留意点】

・消費者（＝クレジットカード会員）、店（事業者＝クレジットカード加盟店）、クレジット会社の契

約関係について、確認する。

- ① 消費者と店（事業者）との契約
商品を「売ります」「買います」という売買契約
- ② 店（事業者）とクレジット会社との契約
店（事業者）がクレジット会社の加盟店となり、クレジット会社に手数料を支払う代わりに、クレジット会社から売買代金全額を一括して受け取ることができるという加盟店契約
- ③ クレジット会社と消費者との契約
クレジット会社が、消費者に代わって事業者へ売買代金を支払い、後日、消費者がクレジット会社に売買代金を支払うという立替払い契約

【教えるための基礎知識】

◆クレジットカードの主な支払方法

- ① 1回払い（翌月一括払い＝マンスリークリア）
商品の購入等をした代金を、次の支払日に1回で（翌月に一括して）支払う方式である。一般的に手数料はかからない。利用した日からほぼ1か月後に支払いが終わるため、「マンスリークリア」とも呼ばれている。
- ② ボーナス一括払い
商品の購入等をした時期の翌ボーナス期に一括して支払う方式である。一般的に手数料はかからない。
- ③ 分割払い
クレジットカードを利用するごとに支払回数を決めて、購入金額を支払回数で割って、月々の支払額を均等にして支払っていく方式である。分割払いにすると手数料がかかるが、それは利用金額や支払回数に応じた額となり、支払回数が多くなればその手数料の額も高くなる。
- ④ リボルビング払い（リボ払い）
月々の支払額を「リボルビング払いの残高」（リボ払いを利用した金額のうち、まだ支払っていない額）に対して一定額（毎月1万円を支払うなど）に決めておく方式（定額方式）、又は一定率（残高に対して20%の額を支払うなど）に決めておく方式（定率方式）である。
リボ払いの特徴は、月々の利用金額に関わらず毎月の支払額がほぼ一定であることと、「残高」がある限り支払いが終わらないことなどである。このため、毎月の利用明細を必ず確認し、残高等をしっかりと管理することが大切である。
リボ払いには手数料がかかるが、その額は「リボ払いの残高」にクレジット会社所定の割合（例：年15%）を乗じて算定される。

出典：「先生のためのクレジット教育読本」（一般社団法人日本クレジット協会）

ワークの解答例

Q 4 こんな場合はどうなるのか考えてみよう。

Q 4-① ページが抜けていたマンガ本は取り替えてもらえるでしょうか？

答え 取り替えてもらえる。

理由 本屋さんはページが揃った本を引き渡す義務があるから

【教えるための基礎知識】

◆契約の解消

契約が成立して、自分の責任は果たしたけれど、相手側が責任を果たさない場合、相手方に責任を果たせという裁判をする以外、相手が責任を果たすまでずっと待つしか方法がないとしたら、不安定な状態がずっと続くことになってしまう。そこで、相手が約束を守らなかつたり、契約内容を実現できなくなつたりしてしまつた場合のように、「相手側に落ち度があるとき」には、一方的に契約を終了させることができる（契約解除）。

例えば、売買契約において、買主が代金を支払つたにもかかわらず、売主が商品を引き渡さない場合、買主は契約を解消して支払つたお金を返還してもらうことができる。

また、Q4-①のように、商品に重大な欠陥がある場合、買主はページが揃つた本と取り替えてもらうよう本屋さんに要求する権利があり、取り替えることができない場合、買主は契約を解除して代金を返してもらうことができる。

なお、相手に落ち度がない場合でも、当事者同士で話し合い、お互いに納得すれば、双方の意思で契約をなかつたことにすることもできる（合意解除）。これは、お互いが納得したうえで契約をなかつたことにするので、不利益を被る人がいないため認められるものである。

ワークの解答例

Q4 こんな場合はどうなるのか考えてみよう。

Q4-② 中学生の葵さんが、犬の購入を断られてしまつたのはなぜでしょうか？

理由 ペット屋さんは未成年者を無能力者と判断し、保護者の同意を求めた。

【指導上の留意点】

・②の事例

契約が成立すると、一方的な理由で契約をなかつたことにすることはできない。しかし、契約者が未成年者の場合、日常生活の範囲を超える契約（小遣いの範囲を超える契約）については、親の同意がない限り（親に内緒で契約した場合）、契約を取り消すことができる。

この場面では、子犬を買つてお金を払つたとしても、後で契約を取り消すことで、犬をお店に返したうえで返金してもらうことができるので、お店の人は「おうちの人と一緒に来てね」と言つたと思われる。

なぜ、未成年者のした契約は取り消すことができるのだろうか？

未成年者は、大人に比べて、経験や知識がまだまだ未熟で、契約することに慣れていないため、特別に法律で保護されているからである。

ただし、未成年者が、成年者であると嘘をついて契約した場合などは取消しすることはできない。

【教えるための基礎知識】

◆未成年者^{*}の法律行為

Q4-②のように、未成年者が契約を行う場合には、法定代理人（親など）の同意が必要である。

未成年者は、成年者と比べて取引の知識や経験が不足しており、判断能力が未熟であるという理由から、未成年者が行う契約によって不利益を被ることがないよう法律によって保護されている。民法

においては、未成年者の行為能力を制限し、「未成年者が法定代理人（父母や後見人）の同意を得ないでした法律行為は、取り消すことができる」と定められている。

未成年者による契約を取り消した場合、契約は締結時にさかのぼって最初から無効なものとされる。例えば、未成年者が売買契約の買主の場合、未成年者は代金の支払義務がなくなり、売主の場合、未成年者は支払った代金があれば返還請求することができる。

ただし、未成年者の契約であれば、法定代理人が全てを取り消すことができるというものではない。予め法定代理人から処分を許された財産（小遣い）の範囲内であったり、許された営業に関する取引であったりする場合は取り消すことができない。また、未成年者であっても、結婚経験がある場合は、成人と同じように行為能力があるものとみなされ（成年擬制）、取り消すことはできない。

さらに、契約の締結時において、未成年者が、相手方を騙して自分を成人であると偽ったり、法定代理人の同意を得ていないのに同意を得ていると偽って、その結果契約の相手方が誤信したりした場合もまた、取り消すことはできない。

Q4-②においては、未成年者が小遣い（お年玉貯金）を持参している。小遣いは親から処分を許された財産であり、後に法定代理人は契約を取り消すことはできないから、契約を成立させてもよいと考えるかもしれない。しかし、ペットショップからしてみれば、未成年者が持参したお金が、親から処分を許された財産であるか否かが分からない。後にトラブルになることを避けるため、親と一緒に来店することを勧めたのである。

※成年年齢の引き下げが2022年4月1日から施行される。施行日の時点で、18歳以上20歳未満（2002年4月2日生まれから2004年4月1日生まれまで）の方は、その日に成年に達することになる。

ワークの解答例

Q4 こんな場合はどうなるのか考えてみよう。

Q4-③ お金を返す代わりに、娘を売り飛ばす約束はあり（有効）でしょうか？

答え 無効

理由 非人道的な契約は公序良俗に反するので無効

【教えるための基礎知識】

◆契約の有効性～契約自由の原則～

契約は、当事者の自由な意思によって行われる。人々は、生活を送るうえで、あらゆる場面において知らず知らずのうちに契約という法的な行為をしているが、だれと、どのような内容の契約をするか、もしくは契約をしないかは、個人の自由である。自由に自分の意思で契約をすることができることから、これを「契約自由の原則」と呼ぶ。（契約が自由である一方、契約したことの責任を取らなければならないことは、上述「契約の効果～契約の拘束力～」のとおり）

ただし、契約が当事者同士の自由意思によって成立するとはいえ、Q4-③のように、人命を借金のカタ（担保）にすることは非人道的・反道徳的な内容の契約であり、契約の効力を生じさせるべきではない。このような公序良俗に反する契約は無効である。（契約自由の原則の例外）。

*公序良俗とは

「公の秩序（社会の一般的秩序）及び善良な風俗（社会の一般的道徳観念）」の略。民法第90条において、「公序良俗に反する事項を目的とする法律行為は無効とする」と定められている。

ワークの解答例

Q 4 ①②③の各事例は、「売買契約の流れ」のどの部分に該当するかな？

- ①の事例 → 商品を取り換えてもらうか、契約を解消して売買代金を返金してもらう。
 ②の事例 → 未成年者による契約 → 取消しができる契約
 ③の事例 → 非人道的な契約（公序良俗に反する） → 無効な契約

【教えるための基礎知識】

◆売買契約のプロセス図について

①意思の一致

p. 31 「◆契約の成立 なぜ契約書を取り交わすのか」を参照。

②契約内容は有効か？

契約の無効

契約が成立する過程や契約の内容に欠陥がある場合、その契約は効力を生じない、つまり無効である。無効の契約例としては、公序良俗に反する契約（民法第90条）、判断能力を欠く当事者の行った契約（民法第3条の2）などがある。

③契約をやめる事由はあるか？

ア. 契約の取消……一旦成立した契約を、取り消す権利を持っている人が取り消すことにより、その契約ははじめから効力をもっていないものとして扱われる（取り消すことによって無効となる）。

取消しができる契約例としては、法定代理人の同意を得ない未成年者による法律行為（民法第5条）、まったくの勘違いや思い込み（錯誤）による契約（民法第95条）、消費者契約（消費者と事業者の契約）において事業者による虚偽（嘘）の説明により契約を締結した場合や、消費者をその場から帰せなくして契約を結ばせた場合（消費者契約法第4条）（消費者契約法については指導書6章p38参照）などがある。

イ. クーリング・オフ……訪問販売などでは、契約書面受領日から8日間以内であれば契約を取り消すことができる（クーリング・オフについては指導書6章p42以下参照）。

ウ. 合意による契約の解除……契約当事者双方が、合意によって契約を解消するもの。

④商品に不備はないか？

・ 売買契約の品物が契約した内容と違う場合・・・売買契約において、売主は買主に対し、種類、品質及び数量に関して契約の内容に適合した品物（目的物）を引き渡す義務がある。引き渡された品物が契約内容と違う場合には、買主は売主に対して、以下の請求ができる。

ア. 追完請求……その品物の修理や代替りの品物を渡すよう求めることができる。

イ. 代金減額請求…契約内容と違う程度において、代金の減額を請求することができる。

ウ. 損害賠償請求…買主に生じた損害を賠償するよう売主に請求することができる。

エ. 契約解除………売主の履行を不能であるときや、売主に履行を催告しても応じない場合は、契約を解除して、既に売買代金を支払っている場合には返金を求めることができる。

法律上は上記のとおりであるが、副教材において全ての用語を表記及び説明するのは難しいので、ア. 追完請求及びエ. 契約解除を平易な言葉で表記した。

◆売買契約のプロセス図以外で契約を解消する場合

1. 中途解約……エステサロンや英会話教室など、継続的サービスを受けながら一定額を支払う内容の契約については、法令で定められた一定の金額を支払って契約の途中で将来に向かって解消できる契約がある。
2. 約定解除……契約内容に、当事者の一方が相手方の同意なく解除できる条件を定めている場合、その条件を満たした当事者は、契約を一方的に解消することができる。

◎今回学んだことをまとめてみよう。

- ・契約が成立すると自分の都合だけでは契約をなかったことにすることはできないから、契約する前によく調べて、考えなければいけないと思った。
- ・契約した内容が守られていないときは、相手方に、契約の責任を果たすよう請求することができる。
- ・契約には責任が伴うから、よく考えてから慎重に契約すべき。

◎今回学んだことは、どの「消費者の権利と責任」（3・4ページ）と関わりが深いでしょうか。

- 消費者の権利 ◎ ②知らされる権利 ③選ぶ権利
○ ①安全である権利 ④意見を反映される権利 ⑤消費者教育を受ける権利
⑥生活の基本的なニーズが保障される権利 ⑦補償を受ける権利
- 消費者の責任 ◎ ①批判的な意識を持つ責任
○ ②主張し行動する責任 ⑤消費者として団結し連帯する責任
- ※◎…特に該当、○…該当

【参考文献リスト】

- ・筒井健夫・村松秀樹、2018、『一問一答民法（債権関係）改正』、商事法務
120年ぶりに全面的に見直された民法（債権関係）について改正点が一問一答形式で紹介されている。契約の成立・効力・解除について、より正確な知識を得ることができる。
- ・西田和弘、1996、『契約って何アーに？』、リム出版新社
契約に関する基本的な知識をさらに広げることができる。
- ・池上彰、2019、『池上さん教えて！世のなかの「お金」のこと』、角川つばさ文庫
クイズ形式で構成されており、キャッシュレスについて生徒に考えさせる際に参考になる。
- ・一般社団法人日本クレジット協会、「先生のためのクレジット教育読本」日本クレジット協会ホームページ、（2021.2.23取得、<https://www.j-credit.or.jp/education/school/provide/middleschool1.html>）
クレジットカードの仕組みや留意点を生徒に伝えるための先生用のテキスト。
- ・独立行政法人国民生活センター、2019、『2019年版 暮らしの豆知識』
第3章にインターネットに関するトラブル事例が多数紹介されており、第4章に契約前のチェックリストや契約の流れ図が掲載されている。
- ・岡山県消費生活センター、2011、『知っておきたい契約・取引の基礎知識』
契約の流れ図や契約に関するワークシートが掲載されている。